

佐呂間町放課後児童クラブ安全マニュアル

【防犯・不審者対応編】

目 次

はじめに	(P 2)
1. 在所中の児童の安全確保	(P 3)
1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み	(P 3)
1.1.1 児童クラブ内への不審者侵入防止策	(P 3)
1.1.2 不審者侵入時の被害拡大防止策	(P 3)
1.2 不審者侵入時の対応	(P 3)
1.2.1 不審者を発見した場合	(P 4)
1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合	(P 4)
1.3 事件発生後の対応	(P 4)
1.3.1 児童および保護者や地域への説明	(P 4)
1.3.2 再発防止策の検討	(P 4)
別紙 防犯関係機関一覧	(P 5)
別紙 不審者侵入時の対応フロー	(P 6)
作成・改訂履歴	(P 7)

はじめに

本編は、「佐呂間町放課後児童クラブ（児童館）」における犯罪被害の発生を防止することを目的としたものです。当児童クラブの全ての職員は、本編を熟読の上、日々の活動の中で常に意識し、また事件発生のおそれのあるときや事件が発生した際に本編に基づいて行動することで、被害の発生や拡大の防止に努めてください。

1. 在所中の児童の安全確保

1.1 不審者侵入の防止・侵入時の被害拡大防止の取組み

1.1.1 児童クラブ内への不審者侵入防止策

職員は、不審者侵入の防止のため、下記の取組を行います。

- ・敷地内の見回り
- ・児童の活動場所を踏まえた適切な施設管理
- ・来訪者に対する積極的なあいさつや声かけ、用件の確認
- ・来訪者に不審な様子がないかの確認

1.1.2 不審者侵入時の被害拡大防止策

(1) 日常の取組

児童クラブへの不審者侵入防止のほかに、侵入時の被害の拡大を防止し在所中の児童の安全を確保する観点から、職員は下記のような取組を行います。

- ・児童クラブ内で緊急時の対応フローや連絡先、避難経路等の周知徹底、重要事項を目につく場所に掲示
- ・避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）

<児童との取組>

- ・児童の点呼をとり来所状況を把握
- ・外遊び、屋内の活動で児童の場所を常に把握
- ・緊急時の児童クラブ内での行動の指導（不審者らしき人をみかけたら周りの人にすぐに伝える、職員の指示に従う、職員がいない場合は助けを求めながら遠ざかる、避難経路の確認）
- ・避難訓練の実施（1.1.2 (2)参照）

<保護者・地域機関との取組>

- ・学校や警察等の関係機関と不審者情報などを随時共有
- ・保護者への緊急時の対応方針の説明と協力依頼（緊急時の児童の引渡し等）

(2) 訓練の実施

不審者侵入の事態が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、定期的に避難訓練を行い、緊急時の職員の役割分担や行動、児童の避難経路等について確認します。

1.2 不審者侵入時の対応

不審者が児童クラブ内に侵入した場合、職員は、まずは児童の安全確保を最優先します。その上で職員自身の安全を確保し、不審者対応にあたっては可能な限り複数で対応します。不審者侵入時の対応を、別紙「不審者侵入時の対応フロー」に示します。緊急時の役割分担

をもとに、連絡訓練や避難訓練等を実施して備えます。

1.2.1 不審者を発見した場合

職員は、児童クラブ内で不審な様子の人物を目撃した場合には、声をかけて来訪用件を尋ねる、受付に案内する等の対応により、不審者かどうかの見極めを行います。そして、来所にあたって正当な理由がないと判断した場合は、児童クラブ外への退去を促します。相手を刺激しないよう丁寧な態度を心がけるとともに、安全のために一定の距離を保って会話をするようにします。また、職員 1 人だけで対応しようとせず、周りに応援を求めて複数人にて対応します。

退去要請に応じて児童クラブ外にでた場合にも、再び侵入を試みる可能性があるため、しばらく行動を注視するようにします。同時に、警察や学校等にも連絡して情報を共有するようにします。

1.2.2 不審者が退去要請に応じない場合

不審者が退去要請に応じず児童クラブ内に居座る場合、職員は、ただちに 110 番通報を行います。この場合、警察に通報する職員、不審者の対応をする職員、児童の安全を確保する職員といった役割分担をして対応します。

不審者の対応をする職員は、相手を刺激しないように注意しつつ、できるだけ児童から離れた場所へ誘導します。暴力行為等が見られた場合には、手元にある椅子や机、棚などを用いて移動を阻止するなどして警察の到着を待ちます。また、負傷者が出た場合には救急車に出動要請を行います。

不審者対応は、不審者を捕まえることを目的とするものではありません。あくまで、不審者を児童等から遠ざけて警察が到着するまでの時間を稼ぎ、児童の安全を確保するために行うものです。

1.3 事件発生後の対応

不審者の侵入などの事件が発生した場合、警察の聞き取り調査への対応、児童への説明および保護者への説明、そして事件の発生原因および被害拡大の要因を検討し、再発防止に向けた取組を実行します。

1.3.1 児童および保護者や地域への説明

事件発生状況を、客観的な事実、職員の取った対応、児童の様子、再発防止に向けた取組に沿って整理し、文書の配布等により、保健福祉課から保護者に対して説明します。

1.3.2 再発防止策の検討

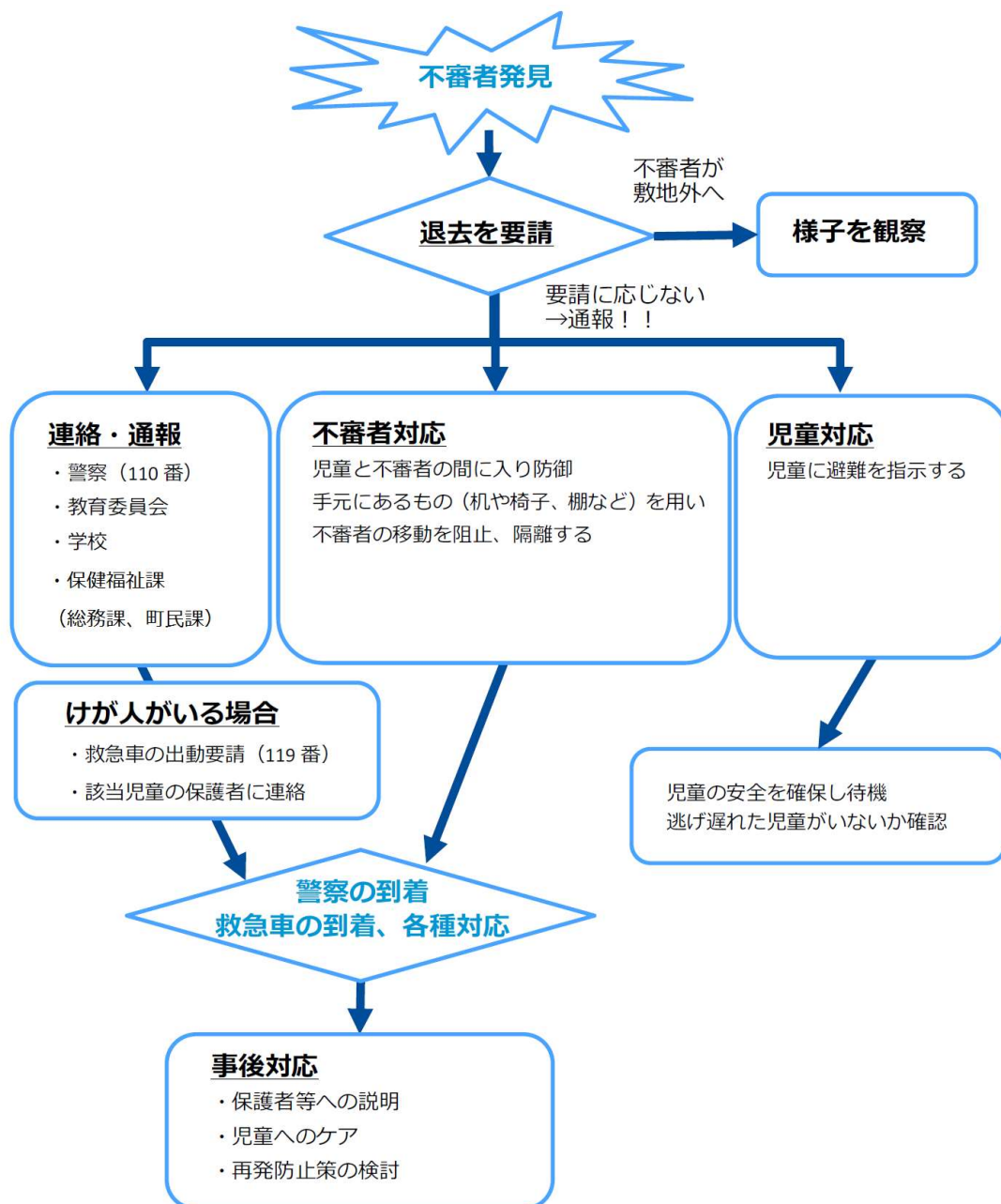
不審者の侵入を許してしまった原因および被害が拡大してしまった要因等を保健福祉課及び児童クラブ職員により検討し、今後の改善事項をまとめて再発防止策を講じます。

【別紙】

《防犯関係機関一覧》

機関名	連絡先
総務課（総務係）	2－1 2 1 1
保健福祉課（社会福祉係）	2－1 2 1 2
町民課（住民活動係）	2－1 2 1 3
教育委員会管理課	2－1 2 9 4
佐呂間小学校	2－3 6 2 5
若佐小学校	2－8 1 0 8
浜佐呂間小学校	6－2 4 2 3
佐呂間中学校	2－3 4 4 5
北見方面遠軽警察署	0 1 5 8－4 2－0 1 1 0
佐呂間駐在所	2－3 0 0 4
若佐駐在所	2－8 0 0 5
浜佐呂間駐在所	6－2 1 1 0

【別紙】不審者侵入時の対応フロー



作成・改訂履歴

作成・改訂日	作成・改訂内容